

2014年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

6月18日いわゆる「地域医療介護総合法」が成立し、入院院ベッド削減・軽度の要介護者の介護保険からの縮め出し等具体化されようとしています。

引き続き、2015年通常国会には国保の都道府県運営化や入院給食原則自己負担化、保険外併用療養費制度(混合診療)の大幅拡大＝患者申出医療(仮称)の創設、保険給付対象範囲の整理・検討など、国民・患者負担増の医療保険制度改革改悪案の提出が準備され、「医療・介護難民」の増加が懸念されます。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、6月24日「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」と「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の毎年2200億円の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として医療・介護分野を挙げ、「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす、社会保障を抑制する一方、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するものであります。「人口急減・超高齢化の克服」の名の下で、抜本的な制度改悪を打ち出し、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」流れであります。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るために以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】:地方自治法第1条の2の規定をふまえて、住民に最も身近な自治体として、住民の福祉の増進のため各種施策の実施に努めてまいります。

②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答】:機構は、県と西三河地域の市町村が緊密に連携することで、滞納額の縮減に大変有効です。これからも住民の実情をよくつかみ、相談にのりながら徴税業務をすすめるように努めてまいります。

★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】:税の滞納処分にあっては、差押禁止財産に対する差押えを実施しないなど法に反す

ることのないよう十分留意して事務を進めており、滞納者の滞納額及び財産状況等に応じた納税相談に応じております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】:生活保護の申請権は侵害しないように配慮しております。また、生活保護が必要な人にはできる限り早急に支給することに努めています。その際に特に急を要する場合は、社会福祉協議会等他の機関の融資制度を紹介しております。

②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】:生活保護法による保護の基準及び実施要領を適正に施行することにより、受給者の生存権は確保されると考えております。

★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】:国はほかの制度に生じる影響をできる限り及ぼないようにすることを対応方針としており、生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度につきましては、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ぼないよう対応することを基本的な考え方といたしております。また、地方単独事業については、国の取り組みの趣旨を理解した上で、各自治体の判断が求められておりのことから、本市におきましても、市民の福祉と暮らしを守ることを念頭に置き、個々の利用者ができる限り不利にならないよう努めてまいります。

④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】:警察官OBは税務課と福祉課に各1名配置しております。市政全般を担当としており、不当要求行為がある場合に対応しています。

⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】:生活困窮者自立支援法に基づく支援事業については、平成27年4月1日からの実施に向けて体制も含めて現在検討作業中ですが、法の趣旨を十分考慮した上で、生活保護法との連携及び棲み分けに努めてまいります。

2. 安心できる介護保障について

★(1) 介護保険料・利用料について

①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】:公費50%（国・県・市）、第1号被保険者22%、第2号被保険者28%の負担割合が決まっているため、それを超えて一般会計から繰り入れることは考えておりません。基金の取り崩しについては、保険料を算定する過程において、検討してまいります。また、現行の第5期計画に引き続き、第6期でも多段階化を継続していく予定です。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】:低所得の高齢者対策として、介護保険料の減免を実施していますが、平成21年度より要件を拡充し、世帯収入が年収120万円以下で預貯金等の資産もなく生活が困窮し

ている方を対象としました。(平成20年度までは世帯収入80万円以下でした。)

(2) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】:小規模多機能型居宅介護サービス及び特別養護老人ホームが平成25年度中に開業しています。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】:現在、2か所の地域包括支援センターがあり、1か所が市直営です。在宅支援センターと連携し、日常生活圏域をカバーしています。

③介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】:国等からの支援(補助金等)を基本とし、市独自の財政的支援は考えておりません。

★(3) 地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

【回答】:現行のサービスについては、当面継続していく予定です。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を充分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

【回答】:新しい総合事業については、適切なサービス内容を提供できるよう、予算を確保していく、利用者負担については、今後検討します。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

【回答】:基本チェックリストを実施し、利用すべきサービスの区分の振り分けを行っていく予定であるため、明らかに要介護状態である方については、認定調査を実施し、介護認定審査会に諮ったうえで決定していきます。

(4) 高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】:安否確認については社会福祉協議会によるひとり暮らし高齢者に乳酸菌飲料の宅配、碧南市では配食サービス・在宅介護支援の見守り訪問等を実施し、また、軽度生活支援ではひとり暮らし、高齢者世帯の虚弱な方に食事、洗濯、買い物、ごみ出し等身の回りのお世話や簡単な修繕、外出の援助を実施しています。

イ.高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】:現在、無料の巡回バス「くるくるバス」の運行をおこなっています。また、バスの利用が困難な方に対し、外出支援サービスを行い、医療機関や公共施設への福祉車両による送迎事業を実施しております。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【回答】:市内 2箇所のまちかどサロンを設け、家に閉じこもりがちな高齢者の方が気軽に立ち寄れる場の提供をし、介護予防のため等の事業を実施しています。

エ.高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】:平成25年6月に県営鷺塚住宅に新たな棟が完成し、その一部に高齢者のみを対象としたシルバーハウジングができました。各部屋には、市が委託する緊急通報システムなどの見守り設備が設置され、また、平日は生活相談員が常駐し、高齢者が安心して住める環境を整備しております。今後は、さらに2棟が建設され、同様な設備が設置される予定です。また、市営住宅にもこの様なシルバーハウジングの設置に向け検討しております。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】:現在、介護保険事業で配食サービス事業として調理困難な方については、低額にて毎日配食等しております。また、必要に応じて、軟飯、おかゆ、刻み食、治療食についても利用いただいております。なお、会食方式は、ひとり暮らしの高齢者等を対象に社会福祉協議会でふれあいきいきサロン事業及びまちかどいきいきサロンにて食事会、趣向をこらした催し等の事業を実施しております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】:住宅改修費、福祉用具購入費については受領委任払い制度を実施しています。高額介護サービス費について実施の予定はありません。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】:介護度のみでなく、障害高齢者自立度又は認知症高齢者自立度を合わせて状態を把握し、認定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】:現在は広報、パンフレット及びケアマネジャーを通じて周知に努めています。なお、対象となると思われる人には介護認定通知書に案内チラシを同封して通知しています。また、認定書の交付については、従前から申請により交付しています。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】:現行制度の存続に努めます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】:平成20年10月1日より、中学校卒業まで医療費無料制度を拡大しましたので、18歳年度末までの拡大は考えていません。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】:県の補助事業に当たる市単独事業のサービスとして同意入院者の精神入院費1/2補助、自立支援医療(精神通院)受給者の精神通院費全額補助を実施していますので、更なる拡大までは考えていません。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】:碧南市における高齢者人口は年々増加しており、それに伴い医療費も増加しているので、75歳以上高齢者の医療費の無料化の拡大については考えていません。

4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】:国が示す検査項目について公費で受診できるよう、妊婦健康診査14回分及び産婦健康診査1回分を補助券として受診票を交付しています。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】:準要保護児童生徒の認定基準の見直しを平成26年4月1日に行い、対象者を生活基準額の1.2倍以下の世帯までとしました。「要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者」とし、民生委員の意見や家庭の諸事情を考慮し、総合的に判断しています。年度途中でも申請できるように制度の周知は隨時行っています。なお、支給内容の拡充は考えていません。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

【回答】:学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする学校給食法第11条第2項を遵守します。給食費未納で給食を停止する措置はしていません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】:認可保育所において、待機児童が発生しないよう安心安全な保育の実施に努めてまいります。

5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】:社会保障改革プログラム法が施行されたことに伴い、国保改革の具体化に向けた検討が進められると思われるので、その動向を注意深く見ていく必要があると思います。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】:例年、一般会計からの繰り入れを行い国民健康保険会計の運営をしています。また、減免制度の拡充につきましては、考えておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】:均等割は、収入に応じて賦課するものではなく、医療給付等の受益の対象となる被保険者に均等に課するものですので、中学生以下であっても相応の負担をいただきます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】:考えていません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】:減免要件の拡大は考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】:資格証明書は発行していません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があつても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】:給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。

【回答】:国保税が一定期間以上滞っている世帯につきましては、納税相談を行うため短期の保険証を交付することとなります。現在、碧南市の「短期保険証」の有効期限は6か月のみになります。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】:納税相談を行い、納付を促していますが、再三の催告にもかかわらず、連絡、納付がない加入者には場合によっては、滞納処分を行う必要があると考えています。無保険者に対しては広報等で14日以内に届出の必要がある旨のPRを行っています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】:低所得者に係る基準の見直しを行い、本市においては実施済み。周知につきましては、広報にて行っています。

6. 障害者・児施策の拡充について

①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】:利用者負担につきましては、課税世帯がサービス量と所得に応じた負担となっているため、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】:申請された障害者・児の必要な理由に応じて検討し、支給します。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】:通年かつ長期にわたるため、利用できませんが、一定の期間で終了が見込まれる場合は、状況に応じて利用できる場合もあります。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】:障害福祉サービスの利用に関する利用意向を把握した上で、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断いたします。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】:国の制度を基本とし、市独自の財政的支援は考えていません。

★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

7. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】:現在助成は考えていません。定期予防接種に向けて検討されているワクチンもあり、国の動向を注視していきます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】:後期高齢者を対象に指定医療機関で接種した場合、肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の一部公費助成を実施しています。助成額の増額については考えておりません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】:回答:無料での実施は考えていません。平成25年度、妊娠を希望する夫婦を対象に費用助成を実施し、平成26年度は、風しん抗体検査後、抗体が不十分と判断された妊

妊娠を希望する女性及びその夫、妊婦の夫を対象に費用の助成を行っています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

【回答】:国会等で十分論議がなされたうえでの決定と考えており、特に意見書・要望書を提出する予定はありません。

②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

【回答】:ご意見として、お聞きします。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

【回答】:子どもの医療費無料制度拡大については、平成20年10月1日より、中学校卒業まで医療費無料制度を拡大しましたので、意見書・要望書の提出は考えていません。また、国民健康保険国庫負担金については、ご意見としてお聞きします。

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑦介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

(2) 県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

①国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

以上